

平成十九年二月

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた
活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体
との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

イーター事業は、核融合エネルギーの実現に向けた中核的な事業ではあるが、将来の核融合エネルギーの実現のためには、核融合反応に対してより耐久性の高い材料の開発等が必要である。そのため、我が国と欧州原子力共同体は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の交渉の過程において、イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援する事業を、より広範な取組を通じた活動として我が国において実施することで一致した。これを踏まえ、我が国は、より広範な取組を通じた活動の共同による実施のための具体的な手続及び詳細に関する枠組みを定めることを目的とする協定を締結することにつき、平成十七年七月より欧州原子力共同体との間で交渉を行った。この結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十九年二月五日に東京において、日本側麻生外務大臣と欧州原子力共同体側リチャードソン駐日欧州委員会代表部大使との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動の共同による実施のための具体的な手続及び詳細に関する枠組み、この協定の実施により生ずる情報及び知的財産の取扱い等について定めるものである。この協定の締結によって、より広範な取組を通じた活動の欧州原子力共同体との共同による実施が可能となるとともに、平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現に寄与することが期待される。

二 協定の主要な内容

この協定は、前文、本文二十六箇条及び未文並びにこの協定の不可分の一部を成す三の附属書から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

1 この協定の目的について定める。(第一条)

2 より広範な取組を通じた活動は、国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に係る事業、国際核融合エネルギー研究センターに係る事業並びにサテライト・トカマク計画に係る事業の三の事業から成ること等について定める。(第二条)

- 3 より広範な取組を通じた活動に関する運営委員会の設立、法人格、構成、任務等について定める。(第三条)
- 4 運営委員会の事務局の設置、事務局の職員の任命、事務局の任務等について定める。(第四条)
- 5 より広範な取組を通じた活動の各事業のための事業委員会の設置、構成、任務等について定める。(第五条)
- 6 より広範な取組を通じた活動の各事業のための事業長の任命、任務等について定める。(第六条)
- 7 各締約者は、より広範な取組を通じた活動の実施に係る義務(特に、当該活動の実施のために資源を利用可能にすること。)を履行するための実施機関を指定すること及び日本の実施機関の任務について定める。(第七条)
- 8 より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する事業計画について定める。(第八条)
- 9 より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する作業計画について定める。(第九条)
- 10 より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する年次報告について定める。(第十条)
- 11 各締約者は、この協定の有効期間中及びこの協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後五年間はいつでも、会計検査を行うことができることについて定める。(第十一条)
- 12 より広範な取組を通じた活動の実施のための資源について定める。(第十二条)
- 13 各締約者は、この協定の実施のために必要な物品に課される関税を免除すること、一方の締約者が事業チームに提供する専門家等は、他方の締約者の領域内において給料、賃金及び報酬に対して課される租税を免除されること等について定める。(第十三条)
- 14 実施機関間で合意する調達に関する取決め、欧州の実施機関が提供する部品の所有権、専門家等に支払われる給料等について定める。(第十四条)
- 15 より広範な取組を通じた活動の同一の事業の範囲内での貢献の配分の変更について定める。(第十五条)
- 16 財政上の貢献に係るすべての支払は、欧州の実施機関にあつてはユーロで、日本の実施機関にあつては日本円で行うことについて定める。(第十六条)
- 17 各事業チームの一般経費は、日本の実施機関が支出すること等について定める。(第十七条)
- 18 この協定の実施により生ずる情報の取扱い等について定める。(第十八条)

19 この協定の実施により生み出される知的財産の取扱い等について定める。(第十九条)

20 第十八条及び第十九条の規定に基づいて両締約者に与えられる権利及び課せられる義務は、関係法令に従って、この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後も存続することについて定める。(第二十条)

21 この協定の効力発生について定める。(第二十一条)

22 この協定の有効期間及び終了について定める。(第二十二条)

23 この協定の改正について定める。(第二十三条)

24 この協定の解釈又は実施に関する両締約者間のすべての問題又は紛争は、両締約者間の協議及び交渉により解決することについて定める。(第二十四条)

25 イーター協定の他の締約者によるより広範な取組を通じた活動の事業への参加に関する手続について定める。(第二十五条)

26 この協定は、ユーラトムを設立する条約に従って、当該条約が対象とする領域に適用すること等について定める。(第二十六条)

27 国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に係る事業、国際核融合エネルギー研究センターに係る事業並びにサテライト・トカマク計画に係る事業の実施に関する原則について定める。(附属書I、附属書II及び附属書III)

三 協定の実施のための国内措置

1 この協定を実施するため、独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなる。
いる。

2 この協定の締結により、我が国は、より広範な取組を通じた活動を実施するために必要な資源を利用可能にする義務を負う。